

育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に関する規則（規則第百八十三号）中一部改正

育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に関する規則（規則第百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

## 附 則

附則第二項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。